

業務方法書の変更について

地方公共団体情報システム機構業務方法書(平成 26 年 4 月 10 日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定)の一部を次のように変更する。

第 6 条第 3 号中「作成並びに個人番号カードの作成」を「個人番号カードの発行」に改め、同条中第 8 号を第 13 号とし、第 7 号を第 12 号とし、第 6 号を第 11 号とし、同条第 5 号中「個人番号カードの発行」の下に「及びカード代替電磁的記録の発行」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 4 号の次に次の 5 号を加える。

- (5) カード代替電磁的記録の発行及び移動端末設備に対する送信
- (6) カード代替電磁的記録の効力が失われた旨の移動端末設備に対する通知
- (7) カード代替電磁的記録を発行した場合又はカード代替電磁的記録の効力が失われた場合の市町村長に対する通知
- (8) カード代替電磁的記録の発行及び運用に関する状況の管理
- (9) 番号法総務省令の規定によるカード代替電磁的記録に関し機構が処理する事務

附 則(令和 7 年〇月〇日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定)
この変更は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表（業務方法書）

新	旧
（番号法の規定により処理することとされている事務） 第6条 機構は、機構法第22条第3号に掲げる番号法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。 (1) 個人番号とすべき番号の生成及び市町村長に対する通知 (2) 個人番号カードの発行 (3) 個人番号カードの発行 及び運用に関する状況の管理 (4) 番号法総務省令の規定による個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務 (5) <u>カード代替電磁的記録の発行及び移動端末設備に対する送信</u> (6) <u>カード代替電磁的記録の効力が失われた旨の移動端末設備に対する通知</u> (7) <u>カード代替電磁的記録を発行した場合又はカード代替電磁的記録の効力が失われた場合の市町村長に対する通知</u> (8) <u>カード代替電磁的記録の発行及び運用に関する状況の管理</u> (9) <u>番号法総務省令の規定によるカード代替電磁的記録に関し機構が処理する事務</u> (10) 個人番号カードの発行及びカード代替電磁的記録の発行に関する手数料に係る事務 (11) 情報提供ネットワークシステムへの住民票コードの提供 (12) 番号法総務省令の規定により都道府県知事又は市町村長等から委任された特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務 (13) 前各号に掲げるもののほか、機構処理事務に関し必要な事務	（番号法の規定により処理することとされている事務） 第6条 機構は、機構法第22条第3号に掲げる番号法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。 (1) 個人番号とすべき番号の生成及び市町村長に対する通知 (2) 個人番号カードの発行 (3) 個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理 (4) 番号法総務省令の規定による個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (5) 個人番号カードの発行 に関する手数料に係る事務 (6) 情報提供ネットワークシステムへの住民票コードの提供 (7) 番号法総務省令の規定により都道府県知事又は市町村長等から委任された特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務 (8) 前各号に掲げるもののほか、機構処理事務に関し必要な事務

附 則（令和7年〇月〇日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）

この変更は、令和7年4月1日から施行する。